



青森県告示第三百四十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社 会 福 祉 法 協 会	社 会 福 祉 法 協 会	有 限 公 司	特 定 非 営 利 活 動 法 人	社 会 福 祉 法 協 会	社 会 福 祉 法 協 会	社 会 福 祉 法 協 会	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
											名 称	所 在 地	
青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字野尻一丁目五八の一	青森市浪打一丁目二の九	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森県立八甲学園	青森市大字横内一丁目六三の一	短期入所	障害福祉サービス	青森県立八甲学園	青森市大字横内一丁目六三の一	平成一九・四・一
青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字野尻一丁目五八の一	青森市浪打一丁目二の九	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	はっこう	青森市大字横内一丁目六三の一	就労移行支援（一般型）	障害者就労移行支援「勇気」	青森市浪打一丁目二の九	青森市大字横内一丁目六三の一	"
青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字野尻一丁目五八の一	青森市浪打一丁目二の九	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	はっこう	青森市大字横内一丁目六三の一	就労移行支援（一般型）	障害者就労移行支援「勇気」	青森市浪打一丁目二の九	青森市大字横内一丁目六三の一	"
青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字幸畑三丁目六二の三	青森市大字野尻一丁目五八の一	青森市浪打一丁目二の九	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	はっこう	青森市大字横内一丁目六三の一	就労移行支援（一般型）	障害者就労移行支援「勇気」	青森市浪打一丁目二の九	青森市大字横内一丁目六三の一	"

社会福祉法人 人恵仁会	社会福祉法人 人拓心会	社会福祉法人 人拓心会	社会福祉法人 アの会	社会福祉法人 アの会	社会福祉法人 夢の里	特定非営利活動法人 愛の会	株式会社 五番タクシ	社会福祉法人 七峰会	社会福祉法人 人抱民舎	社会福祉法人 人抱民舎	社会福祉法人 人心和会
十和田市大字沢三丁目六二の二	五所川原市大字水野尾三丁目二の三	五所川原市大字水野尾三丁目二の三	八戸市大字美保二丁目一三	八戸市大字美保二丁目一三	八戸市大字櫛引五丁目二二の五	八戸市大字尻内二丁目九	弘前市大字宮川一丁目一〇の二	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	青森市大字大別内字葛野一八〇
（練）自立生活訓練	行動援護	行動援護	就労移行支援（一般型）	生活介護	（練）自立生活訓練	（練）自立生活訓練	居宅介護	生活介護	就労継続（B型）支援	生活介護	生活介護
生活訓練センター	ムサカハルセンター	つばさ訪問介護センター	トビヨイクール	トビヨイクール	夢の里	愛の会	トケアサポート十五番	山郷館デイサービス	ゆいまある	であいの家	デイサービスかねはま
十和田市大字沢三丁目五三〇	五所川原市大字水野尾三丁目二の三	五所川原市松島町六の四九	八戸市大字白銀四丁目二の四	八戸市大字白銀四丁目二の四	八戸市大字櫛引五丁目二二の五	八戸市大字尻内二丁目九	弘前市大字宮川一丁目一〇の二	弘前市大字大久保三丁目九二の二	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	青森市大字大別内字葛野一八〇
"	"	"	"	"	"	一九・四・一	一九・四・一	"	"	"	"



社会福祉法人健康協会	社会福祉法人健康協会	社会福祉法人健康協会	社会福祉法人健康協会	社会福祉法人健康協会	社会福祉法人健康協会
つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二	つがる市森田町三の二
共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護	共同生活援助	共同生活介護	共同生活介護
グルーブホーム「ふくし荘」	ケアホーム「ふくし荘」	ケアホーム「駅前荘」	グルーブホーム「駅前荘」	障害福祉ケアホーム三和の里	サンハウス
つがる市森田町六の六	つがる市森田町六の六	つがる市森田町二	つがる市森田町二	北津軽郡板柳町大字掛落林字宮本七七の一	青森市緑二丁目四の六
"	"	"	"	"	"

青森県告示第百四十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十一条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所の所在地	指定期間
弘前市	弘前市障害者生活支援センター	弘前市大字上白銀町一の一	弘前市大字土手町一五四の一	平成一九・四・一

社会福祉法人ユートピアの会	社会福祉法人拓心会	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	社会福祉法人徳会	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	竹洞介護あしすと	松緑福祉会
八戸市大字美保一三の二一三	五所川原市大字野尾字懸樋二二の三	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡七戸町字立野頭一三九の九	下北郡東通村大字白糠字赤平六九三	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の二三
相談支援事業所「クニイットピア」	五所川原市大字野尾字懸樋二二の一	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	知的障害者更生施設「やき寮」	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	障害者相談支援事業所あしすと	社会福祉法人松緑福祉会指定相談支援事業所「けはし寮」
八戸市大字白銀町字姥畑二の四	五所川原市大字野尾字懸樋二二の二	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	上北郡東北町字古屋敷四五の一	上北郡七戸町字立野頭一三九の九	下北郡東通村大字白糠字赤平六九三	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の二三
"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年五月十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

4		3			2			1						番号面									
国		県			県			県						種道									
道		道			道			道						路類の									
三九四号		八戸百石線			久栗坂造道線			夏泊公園線						路線名									
上北郡七戸町字藤森一〇〇の四〇から 上北郡七戸町字藤森一〇〇の三六まで		八戸市大字河原木字左比代三五から 八戸市大字河原木字蓮沼一の一まで			八戸市大字河原木字根岸四六から 八戸市大字河原木字海岸一八の四まで			青森市東造道三丁目八一の二から 青森市東造道三丁目一三の三まで			青森市東造道三丁目八一の二から 青森市造道三丁目七六の九まで			東津軽郡平内町大字茂浦字下田一九の一から 東津軽郡平内町大字茂浦字鳥沢一四の一まで			東津軽郡平内町大字茂浦字倉越沢一八の一から 東津軽郡平内町大字茂浦字倉越沢一八の一まで			東津軽郡平内町大字茂浦字浦田沢二の一から 東津軽郡平内町大字茂浦字倉越沢一八の一まで			変更の区間
後	前	前	後	前	前	後	後	前	後	前	後	後	前	後	前	後	前	前後更別の					
二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	一七・〇〇メートルから	三三・〇〇メートルまで	三三・〇〇メートルから	六四・五〇メートルまで	三五・七〇メートルまで	一八・〇〇メートルから	一八・〇〇メートルまで	六五・八〇メートルから	二六・二〇メートルから	五七・四〇メートルから	二四・三〇メートルから	二四・三〇メートルまで	五七・四〇メートルから	一三・九〇メートルまで	一三・九〇メートルから	一三・九〇メートルまで	敷地の幅員					
二四〇・〇〇メートル	二四〇・〇〇メートル	三三八・九〇メートル	一、九四一・六〇メートル	一、九四一・六〇メートル	一、五六九・六〇メートル	七五一・六〇メートル	八九六・〇〇メートル	八九六・〇〇メートル	二〇六・八〇メートル	二〇六・八〇メートル	一、九二七・〇〇メートル	三、八四〇・〇〇メートル	三、八四〇・〇〇メートル	五四一・二〇メートル	五四一・二〇メートル	五四一・二〇メートル	五四一・二〇メートル	敷地の延長					
																		備考					

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成十九年四月十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に地域防災計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、今般、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成十九年三月二十八日

三 計画修正の主な内容

風水害等編

第一章 総則

第一節 計画の目的

災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための県民運動の展開を図ることとした。

第三章 災害予防計画

第五節 自主防災組織等の確立

自主防災組織への女性の参画の促進に努めることとした。

第六節 防災教育及び防災思想の普及

災害時の事業継続計画（BCP）の策定等企業防災の促進に努めることとした。

第十五節 水害予防対策

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域に高齢者、障害者等、防災上配慮を要する者が利用する施設があるときは、市町村地域防災計画において、これら施設の名称及び所在地を定め、洪水予報の伝達方法を定めることとした。

第十七節 土砂災害予防対策

一 土砂災害警戒区域内に、主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めることとした。

二 市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物を配布する等必要な措置を講ずることとした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 気象予報・警報の発表及び伝達

一 県と気象台の洪水予報発表について、馬淵川中流及び十川を追加した。  
二 洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を水位情報周知河川として指定し、避難等の目安となる特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、一般への周知を図ることとした。  
三 知事が指定した河川に洪水による災害が起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表することとした。

第五節 避難

一 避難者の健康確保のため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努めることとした。  
二 災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行うこととした。

第十五節 医療、助産及び保健

広域災害・救急医療情報システムの活用、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等により、必要な医療、助産及び保健を実施することとした。

第十六節 被災動物対策



避難所における動物の適正飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症の予防措置等を実施することとした。

第五章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

市町村は、消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業ができない高齢者等の災害時要援護者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これら世帯の除雪作業の実施に努めることとした。

地震編

第三章 災害予防計画

第五節 防災教育及び防災思想の普及

地域住民の適切な避難や防災知識の普及を図るため、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布することとした。

第十二節 建築物等対策

公共施設の耐震化について、耐震改修促進計画を策定し、計画的に実施することとした。

第五章 災害復旧対策計画

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

被災者の生活再建について、地震保険制度の普及促進に努めることとした。その他「風水害等編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、脇野沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、下手浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭